

桐陽高等学校「いじめ防止基本方針」

[基本理念]

「いじめは絶対に許さない」

☆いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、見逃さず、放置することが無いように、いじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

1. いじめの基本的な考え方

①いじめの定義

- ・当該生徒が、一定の人間関係にある他の生徒から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）により、心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

②いじめの特徴

- ・「いじめ」は、どの学年、どの学級、どの生徒にも起こりうるものである。また、「いじめ」としての自覚のない加害者の意識もある。

③いじめの構造

- ・「いじめ」は、単に「いじめを受けている生徒」と「いじめている生徒」との関係だけで捉えることはできない。周りで見ている生徒や「いじめ」の事実を認識している生徒も、「いじめ」をやめさせようとしめない限り、結果として「いじめ」を助長していることになる。また、「いじめ」は「いじめられている生徒」と「いじめている生徒」の立場が逆転する場合がある。

2. いじめ防止基本方針

①いじめの防止

- ・生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるため、啓発活動を行う。
- ・生徒に対して、いじめの防止等のために、様々な体験活動等の充実を図る。

②いじめの早期発見

- ・生徒及び保護者に対していじめに係る相談を行うことが出来るよう相談体制を整備する。
- ・各学期初めに、生徒と担任との二者面談週間を設置する。

3. いじめ防止等の対策

①学校におけるいじめ防止等の組織

- ・いじめ防止等を実効的に行うために対策委員会を設置する。

構成員・・・校長、生徒課長、各学年主任、養護教諭

開 催・・・毎週 1 回定例会とする。事案発生時は緊急開催（必要に応じて関係職員も参加）

活 動・・・いじめの相談、通報の窓口に関すること。

- ・いじめの問題に関する生徒理解や職員の研修に関すること。

- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有に関すること。

- ・いじめの事案に対する対応に関すること。

②いじめへの対処

- ・生徒、保護者及び教職員等から、生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を図る。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を行い、いじめを行った生徒への指導と、その保護者への助言を行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるために、必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所で学習を行わせる措置を図る。
- ・いじめの関係者間において、争いが起きることの無いように、関係保護者といじめ事案の情報を共有するための必要な措置を図る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、所轄警察署と連携して対処する。

4. 重大事態への対処

☆生命・心身又は財産に重大な被害を及ぼす疑いや、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると確認された場合は、以下の対処を図る。

- ①学校は設置者に報告し、緊急に組織を設け、事態への対応や同種の事態の発生の防止に向け、客観的な事実確認を明確にするための調査の実施を図る。
- ②被害を受けた生徒及び保護者に、調査結果をもとに、事実関係などの情報を提供する。
- ③設置者は、重大事態が発生した旨を、静岡県私学振興課へ報告し、支援の要請を行う。

5. 学校の基本方針の評価

☆いじめを隠蔽せずに、その実態把握及びいじめに対する措置を適切に実行するため、次の項目を学校評価に加え、本校の取り組みを評価する。

- ①いじめの早期発見に関する取り組み。
- ②いじめの再発防止に関する取り組み。